

第九法第七十五	運輸代行業法第十九條第一項の
條の第十項	規定により読み替えて適用され
十六	る法第七十五條第十項

附 則

この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成一六年八月二七日内閣府令第七四号） 抄

（施行期日）

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号） 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年十一月一日）から施行する。

附 則（平成一六年二月一〇日内閣府令第九七号） 抄

（施行期日）

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号） 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年八月二〇日内閣府令第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年一一月一三日内閣府令第七二号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年六月一二日内閣府令第四五号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月三十日）から施行する。

附 則（令和二年一一月一三日内閣府令第七〇号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和四年九月一四日内閣府令第五四号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附 則（令和四年一二月二三日内閣府令第六七号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。